



長野県報

10月8日(木)
令和2年
(2020年)
第145号

目 次

告 示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	1
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく登録特定行為事業者の登録辞退の届出（介護支援課）	2
保安林予定森林にする旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	2
公共測量の実施（4件）（建設政策課）	3
昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部改正（会計課）	4

公 告

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び都市計画区域区分の変更案作成のための公聴会の開催（都市・まちづくり課）	4
都市計画事業の認可（都市・まちづくり課）	5
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	5
正誤（総合政策課）	6

告 示

長野県告示第466号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和2年10月8日

長野県知事 阿部 守一

（登録特定行為事業者 基準該当短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人富士見町社会福祉協議会	ショートステイやすらぎ	諏訪郡富士見町境7276番地	令和2年10月1日

（登録特定行為事業者 基準該当短期入所生活介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人富士見町社会福祉協議会	ふれあいショートステイ	諏訪郡富士見町富士見8988番地1	令和2年10月1日

（登録特定行為事業者 通所介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人富士見町社会福祉協議会	富士見町社会福祉協議会清泉荘通所介護	諏訪郡富士見町境7276番地	令和2年10月1日

（登録特定行為事業者 通所介護）

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人富士見町社会福祉協議会	富士見町社会福祉協議会ふれあい通所介護	諏訪郡富士見町富士見8988番地1	令和2年10月1日

(登録特定行為事業者 小規模多機能型居宅介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人富士見町社会福祉協議会	小規模多機能型居宅介護事業所 一 本松の家	諏訪郡富士見町立沢815番地65	令和2年10月1日

(登録特定行為事業者 訪問介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
有限会社イー・ライフ	イー・ライフ神林本館	松本市大字神林1500番地1	令和2年10月1日

介護支援課

長野県告示第467号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定により、登録特定行為事業者から登録を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

令和2年10月8日

長野県知事 阿部守一

(特定施設入居者生活介護)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録辞退年月日
有限会社イー・ライフ	有料老人ホームケイエス神林	松本市大字島内729番地3	令和2年9月30日

介護支援課

長野県告示第468号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年10月8日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

伊那市富県9003の1（次の図に示す部分に限る。）、8730、9002、9003の2、9003の5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第469号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年10月8日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

安曇野市明科東川手12636、12637の1から12637の4まで、12638、12639、12640の1、12640の2、12641から12647まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第470号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年10月8日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塩2513の1、2514、2515、2516の1、
2516の3、2532のイ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第471号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年10月8日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

東筑摩郡麻績村麻字向山291、292の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び麻績村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第472号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年10月8日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和2年10月1日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

佐久市

建設政策課

長野県告示第473号

国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年10月8日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

2 作業期間

令和2年9月30日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

南佐久郡小海町、南佐久郡佐久穂町

建設政策課

長野県告示第474号

国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年10月8日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和2年7月4日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

木曾郡木祖村

建設政策課

長野県告示第475号

松本市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年10月8日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量（松本市基本図修正）

- (1) 地図情報レベル 2,500数値地形図データ整備
- (2) 地図情報レベル 10,000数値地形図データ整備

2 作業期間

令和2年9月7日から令和3年3月12日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第476号

昭和49年長野県告示第140号（地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行します。

令和2年10月8日

長野県知事 阿部 守一

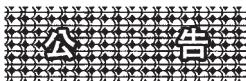
「松本市農業協同組合」

別表第2中 「松本ハイランド農業協同組合」

「塩尻市農業協同組合」

「松本ハイランド農業協同組合」

会計課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び塩尻都市計画区域区分の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和2年10月8日

長野県知事 阿部 守一

1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 令和2年11月1日（日）午後1時30分から
- (2) 開催場所 塩尻市保健福祉センター3階市民交流室（塩尻市大門六番町4番6号）

2 都市計画案の概要

- (1) 都市計画案
塩尻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案
塩尻都市計画区域区分の変更案

(2) 案の閲覧

公告の日から令和2年10月30日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から令和2年10月23日（金）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所計画調査課、塩尻市建設事業部都市計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。